

# 長久手市立北小学校 PTA 規約

## 第1章 総則

- 第 1 条 本会は長久手市立北小学校 PTA と称し、事務局を長久手市立北小学校におく。
- 第 2 条 本会は会員相互の協力により、家庭・学校・社会教育の充実を図るとともに、児童の幸福と健全な育成をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会の会員は北小学校の保護者および教職員とする。

## 第2章 事業

- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 家庭と学校との緊密な連絡をはかる。
  - 2 児童の福祉増進と生活環境の改善をはかる。
  - 3 教育諸施設の充実と改善につとめる。
  - 4 会員相互の研修と親睦につとめる。
  - 5 その他本会に必要な事業を行う。

## 第3章 組織

- 第 5 条 本会に次の組織をおく。
- 1 総会
  - 2 評議員会
  - 3 理事会
  - 4 役員会
  - 5 専門部会
- 第 6 条 総会
- 1 総会は全会員で構成し、この会の最高決議機関とする。
  - 2 総会は年 1 回以上開催し、予算・決算・規約の改廃・役員承認・会の活動方針などを決定する。
- 第 7 条 評議員会は評議員および役員をもって構成し、総会につぐ決議機関とし、次の事業を行う。
- 1 本会の運営並びに活動方針の審議
  - 2 専門部会の活動報告と活動計画の審議並びに連絡調整
  - 3 役員補充、並びに委員選出方法についての決定
  - 4 その他重要事項の緊急処理
- 第 8 条 理事会は理事以上の役員をもって構成し、会の執行について、次の事業を行う。
- 1 総会・評議員会の決議事項の執行処理
  - 2 各種原案の作成および企画
  - 3 その他の緊急事項の決定・処理
- 第 9 条 役員会は会長・副会長・総務・顧問（校長）・事務局をもって構成する。

第 10 条 専門部会は理事会の決議により設置し、評議員および理事は、いずれかに所属する。

第 11 条 総会・評議員会・理事会・役員会は会長が、専門部会は該当部長が、委員会は委員長が、招集する。

第 12 条 議事は構成員の過半数以上の出席のもとに過半数以上をもって決め、可否同数の場合は議長の決議による。ただし、委任状は出席と認める。

#### 第 4 章 役員

第 13 条 本会の役員および任務は、次のとおりとする。

- |   |      |     |   |
|---|------|-----|---|
| 1 | 会長   | 1名  | 本会の代表となり、一切の業務を総括し会議の議長となる。             |
| 2 | 副会長  | 1名  | 会長を補佐し、会長の事故あるときにはその業務を代行する。            |
| 3 | 総務   | 3名  | 副会長同様の任務、また会の庶務・会計をつかさどる。               |
| 4 | 書記   | 1名  | 会の庶務をつかさどる。                             |
| 5 | 会計   | 1名  | 会の会計をつかさどる。                             |
| 6 | 会計監査 | 2名  | 会の会計事務を監査する。                            |
| 7 | 理事   | 若干名 | 理事会を構成し、第 8 条の業務を遂行するとともに専門部長・副部長を兼務する。 |
| 8 | 評議員  | 若干名 | 評議員会を構成し、本会の事業の推進をはかる。                  |

第 14 条 役員を選出は次のように行う。

- 1 専門部会ごとに評議員中より選出された各 3 名と事務局をもって構成された役員候補者選考委員会、当年度会長、顧問が選考に携わり、会員中より会長・副会長・総務の候補者を選出し、総会の承認を受ける。
- 2 会計監査は会員より会長が委嘱する。
- 3 評議員は各地区委員・各学年から互選された学年委員および教職員若干名とする。
- 4 理事は地区委員の互選による 2 名、ならびに、各専門部会で互選された 2 名ずつ、および教職員若干名とする。

第 15 条 役員・評議員・理事の任期は次のとおりとする。

- 1 任期は 1 か年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 2 欠員が生じた場合は、必要であれば補充の検討をする。
- 3 任期満了後に行われる総会までは、その業務を行わなければならない。

第 16 条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

第 17 条 校長は顧問として会に出席することができる。

## 第5章 会計

第 18 条 本会の経費は、会費・委託金・寄付金および、その他の収入をもってあてる。

第 19 条 会費は月額 200 円とする。ただし、在籍児童を 2 人以上持つ会員は、第 2 子以降長子の半額を加えた額とする。

第 20 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第6章 細則

第 21 条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて理事会の議決を経て決定する。(ただし、制定・改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。)

附則

本規約は、昭和 59 年 4 月 27 日制定施行

附則

本規約は、昭和 63 年 4 月 28 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成元年 4 月 28 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 4 年 4 月 27 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 11 年 4 月 28 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 17 年 4 月 28 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 20 年 4 月 25 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 24 年 4 月 27 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 25 年 4 月 25 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、平成 28 年 4 月 21 日一部修正・改定施行

附則

本規約は、令和 4 年 4 月 21 日一部修正・改定施行